

地水火風

牧野 恒一

22年6月に改正された建築基準法が、今年(24年)の4月1日から施行される。この改正の一つに、建築基準法の原単位である棟の考え方に關する規定があり、消防法の「棟」の考え方にも影響が及ぶことになって、関係者の強い関心を呼んでいる。本稿では、そのような動きを踏まえて、「一棟」とはなにか、について考えてみたい。

建築基準法に従って建築されることになってるのである。しかし、実際には、同一敷地内の複数の建築物が連結されることは珍しくなく、その連結の仕方も様々である。とにかく連結されていけば全て「一棟」とするのか、ある種の連結の仕方の場合には「別棟」と扱うのか、というのでは、ある規定が建築物のどの部分にまで及ぶのか、ということに直結しており、実は大問題なのである。

「一棟」とはなにか

火地域内の建築物に、それぞれ「前〇項に規定する基準の適用上」の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建

壁等(開口部の防火設備を含む)を「火熱遮断壁等」と呼び、この「火熱遮断壁等」によって区画されている部分は別棟とみなす、とされている。「火熱遮断壁等」の基準は3月末までに国土交通大臣が告示で定めることになっているが、今のところ次の3つのタイプが検討されている。

「別棟」と扱うのか、というのでは、ある規定が建築物のどの部分にまで及ぶのか、ということに直結しており、実は大問題なのである。

①壁タイプ：壁や床に要求耐火性能の1・5倍の耐火性能(1時間耐火の場合)は90分を要求し、開口部には特定防火設備(1時間耐火の防火戸)を2枚要求する。

②コアタイプ：建築物と建築物の間に通称「コア」と呼ばれる延焼遮断空間を設けるもの。コアの中には可燃物を入れないようにし、コアの両側の開口部にはそれぞれ防火戸を設ける。コアの奥行きは、耐火構造十特定防火設備十不燃材料仕上げタイプの場合3m、防火構造十防火設備(20分耐火の防火戸)十準不燃

③渡り廊下タイプ：建築物相互間距離が10m以上の場合、渡り廊下と建築物との間の開口部にそれぞれ特定防火設備を要求する。10m未満の場合、相対する壁と渡り廊下の構造に応じて、接続部から3m又は6・5mの範囲内を延焼防止性能のある構造、仕上げとし開口部には所定の防火設備を設ける。

「政令で定める方法で連結されている建物ほそれぞれ別棟とみなす」ということである。

一方、消防法の消防用設備等の設置規制の原単位も、原則として「棟」である。ただし、施行令第8条で「防火対象物(ここでは「建築物」とほぼ同義)が開閉部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす」とされている。この区画は「令八

には別棟扱いすることができるとしている。国土交通大臣の告示として検討されている渡り廊下タイプの内容はこの基準に類似しており、50年間の技術や知見が蓄積されていることを踏まれば、科学的視点から整合を図ることはそう難しくないだろう。

この結果、23年4月に建築基準法施行令第109条の8が定められた(施行は24年4月1日)。同条では、通常の火災による火熱が「火災継続予測時間」加えられても有害な損傷を生じない

も、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられていけば、別棟扱いできる区画として認められることとされた。

では、具体的な仕様等が明らかになっておらず、技術的な検討を十分に行うことができないため、今般の省令改正において具体的な規定は設けないこととするが、防火上の措置として渡り廊下等と

「政令で定める方法で連結されている建物ほそれぞれ別棟とみなす」ということである。

「令八区画にかかると総務省令はどうなるのか」

だが、消防庁のホームページを見る限り、そのような心配は当面なくあったと考えてよいようだ。予防行政のあり方検討会「の(省令等)で示す内容の骨子(案)」の「基本的な考え方」に、

「政令で定める方法で連結されている建物ほそれぞれ別棟とみなす」ということである。

「令八区画にかかると総務省令はどうなるのか」

「令八区画にかかると総務省令はどうなるのか」

「政令で定める方法で連結されている建物ほそれぞれ別棟とみなす」ということである。

「令八区画にかかると総務省令はどうなるのか」

「令八区画にかかると総務省令はどうなるのか」

22年6月に改正された建築基準法が、今年(24年)の4月1日から施行される。

この改正の一つに、建築基準法の原単位である棟の考え方に關する規定があり、消防法の「棟」の考え方にも影響が及ぶことになって、関係者の強い関心を呼んでいる。

本稿では、そのような動きを踏まえて、「一棟」とはなにか、について考えてみたい。

建築基準法に従って建築されることになってるのである。

しかし、実際には、同一敷地内の複数の建築物が連結されることは珍しくなく、その連結の仕方も様々である。

とにかく連結されていけば全て「一棟」とするのか、ある種の連結の仕方の場合には「別棟」と扱うのか、というのでは、ある規定が建築物のどの部分にまで及ぶのか、ということに直結しており、実は大問題なのである。

「別棟」と扱うのか、というのでは、ある規定が建築物のどの部分にまで及ぶのか、ということに直結しており、実は大問題なのである。

「政令で定める方法で連結されている建物ほそれぞれ別棟とみなす」ということである。

この結果、23年4月に建築基準法施行令第109条の8が定められた(施行は24年4月1日)。

同条では、通常の火災による火熱が「火災継続予測時間」加えられても有害な損傷を生じない